

業績評価報告書（林災防）

平成26年度 業績評価報告書

平成27年1月

林業・木材製造業労働災害防止協会総合評価委員会

目 次

第1	業績評価のこれまでの経緯と基本的考え方	1
第2	業績評価の実施方法等	1
1	評価の対象事業	1
2	評価の方法	2
第3	業績評価の実施及び結果	4
1	業績評価の実施	4
2	業績評価の結果	4
3	業績評価を行った委員の総合コメント等	5
○	委員会開催の経過	9
○	委員名簿	9
(参考)		
・	平成25年度事業計画及び事業実績表	11
・	平成26年度業績評価実施要領	33

第1 業績評価のこれまでの経緯と基本的考え方

林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「協会」という。）では、平成14年4月26日閣議決定された「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」において、「法人の運営に関する重要事項の審議を行う評議委員会等において、法人の業務実績の評価が行われていること。」とされたことを踏まえ、平成15年6月に外部有識者で構成される総合評価委員会を設置した。

その後、平成15年度から同18年度までの4年間は、主に調査研究事業を対象に業績評価を行い、所要の意見等を述べてきた。

平成19年度は、第三者による的確かつ適正な評価を受け、それを事業計画に反映させ、より効果的かつ効率的な事業運営を行うことが社会的要請であることから総合評価委員会として、それまでの評価方法等を見直した上で、同18年度業務実績についての評価を行った。

さらに、平成20年度は同19年度における業績評価の実施状況を踏まえ「平成20年度業績評価実施要領」を定め、目的、評価の対象事業、評価の方法を明確にした上で平成19年度実施事業を対象として、本格的に業績評価を実施した。

平成26年度については、これまでの経緯を踏まえた上で、前年度までの業績評価の実施状況に鑑み、新たに「平成26年度業績評価実施要領」を定め、平成25年度実施事業を対象として実施した。

具体的な業績評価の実施方法等は、下記の第2に示すとおりである。

第2 業績評価の実施方法等

1 評価の対象事業

業績評価の対象事業は、次の6事業区分における20事業とする。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 安全衛生管理活動事業（補助事業）（2事業）<ol style="list-style-type: none">(1) 「林業業労災防止専門調査員」による労働災害防止活動支援事業(2) 林業事業場における安全衛生推進者等安全衛生対策事業2 労働災害防止特別活動推進事業（補助事業）（1事業）<ol style="list-style-type: none">(1) 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業3 震災復興安全衛生対策特別支援事業（補助事業）（1事業）<ol style="list-style-type: none">(1) 汚染状況重点調査地域における安全衛生対策特別支援事業 |
|--|

- | |
|--|
| <p>4 安全衛生教育支援事業（自主事業）（6事業）</p> <p>(1) 安全衛生教育の実施と資格取得の促進</p> <p>(2) 図書・安全衛生用具等の普及</p> <p>(3) 月刊情報誌「林材安全」の編集・発行</p> <p>(4) 労働安全・労働衛生標語の募集</p> <p>(5) 安全衛生教育テキスト等作成検討委員会の設置</p> <p>(6) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催</p> <p>5 安全衛生対策支援事業（自主事業）（7事業）</p> <p>(1) 「林材業労働災害防止計画」の策定及び周知並びに実施の徹底</p> <p>(2) 林材業リスクアセスメントの普及定着</p> <p>(3) 「林材業労働災害防止月間」の設定と全国安全週間等への取組み</p> <p>(4) 労働災害情報の収集分析と提供</p> <p>(5) ホームページによる情報の発信</p> <p>(6) 全国林材業労働災害防止大会の開催</p> <p>(7) 功労者等の表彰並びに労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦</p> <p>6 組織体制、事業運営の整備強化（自主事業）（3事業）</p> <p>(1) 協会の在り方検討委員会作業部会の開催</p> <p>(2) 支部長会議等の開催</p> <p>(3) 技能講習に係る登録教習機関の登録更新</p> |
|--|

<参考>

補助事業：

広く一般国民に対して公益上必要があると認められる事業について、国等の補助金により実施した事業について評価を行う。

自主事業：

協会の趣旨・目的に沿って、自主財源により実施した事業について評価を行う。

2 評価の方法

(1) 評価方式は、個別事業ごとの評価と全体を通じた総合評価とする。

ア 個別事業評価は、上記1の20事業について、それぞれ、次の観点を総合的に勘案して行う。

(ア) 事業目的は達成されているか。

(イ) 効率的かつ適正な事業運営となっているか。

(ウ) 事業場等の自主的な労働災害防止活動の促進に寄与しているか。

(エ) 専門性を活かした事業の推進は図られているか。

(オ) 調査研究事業にあっては、その成果が事業場における安全衛生の推進に役立つ課題となっているか。

イ 自主事業のうち収益事業については、上記アに事業基盤の強化に繋がっているかを加え、評価を行う。

ウ 総合評価は、ア及びイの個別事業評価の結果を踏まえ、協会の設立目的に照らし、事業活動の全般について、次の観点から見た寄与度について行う。

(ア) 労働災害の防止

(イ) 財政基盤の強化

(2) 評価の区分

評価は、次の評価区分（5段階）とし、数字で表す。

大変良い	5
良い	4
普通	3
やや不十分である	2
不十分である	1

(3) 評価の手順等

ア 事務局における事前の資料作成

業績評価の対象となる事業の実績に関する資料を作成する。

数値化できるものは数値化し、自己評価点及び必要に応じてその評価点を付けた理由を記入した業績評価シートを作成する。

イ 委員への資料送付等

(ア) 事務局で作成した資料（災害状況報告、収支計算書及び関連資料を含む。）を総合評価委員会（以下「委員会」という。）委員あて事前に送付する。

(イ) 各委員は、委員コメント表に、事業ごとのコメント及び総合コメントを記入して事務局に送付する。

(ウ) 委員のコメントを、個別事業ごとに整理して、委員会に資料として提出する。

ウ 委員会による評価

委員会は、事務局から事前送付された資料、各委員の個別事業ごとのコメント、総合コメント及び事務局からの事業報告を基に議論を行い、委員会としての評価を行う。

具体的には、

(ア) 委員会は、事務局からの事業報告を受けた後、各委員は業績評価表を作成し、事務局に提出する。

(イ) 事務局は、各委員から提出された業績評価表を集計し、平均値を算出して委員会に提出する。

平均値は、各委員の評価点の合計を、委員数で除し、小数点第2位を切り捨てる。

(ウ) 委員会は、事務局から提出された業績評価表の平均値を基に議論を行い、業績評価総括表を作成する。

(エ) 委員会としての業績評価報告書（個別事業評価、総合評価及び総括的コメントにより構成されるもの。）を作成し、後日、会長に提出する。

（注1）総括的コメントは、委員長一任とし、各委員のコメント及び委員会での議論を基に作成する。

（注2）事業計画において、その実施について挙げていたにもかかわらず、諸般の事情により事業中止としたものは、当該年度評価対象から除外することとし、その旨委員会の承認を得ることとする。

第3 業績評価の実施及び結果

1 業績評価の実施

(1) 第1回総合評価委員会の開催

平成26年7月28日（月）に第1回平成26年度総合評価委員会を開催した。

事務局から平成25年度事業計画、平成25年事業報告等の資料をもとに平成25年度実施事業の説明を行った後、平成26年度業績評価対象事業及び業績評価の方法等について、「平成26年度業績評価実施要領」を定め、再度確認の上、業績評価を実施することと決定した。

(2) 第2回総合評価委員会の開催

平成26年11月28日（金）に第2回平成26年度総合評価委員会を開催した。

平成25年度実施事業について、事業実施部署が作成した業績評価シートに関して各委員から寄せられた質問・意見等を取りまとめた委員コメントに関して事務局が説明を行った後、業績評価対象20事業を順次、「補助事業」及び「自主事業」ごとの個別事業評価及び総合評価について検討審議し、委員会としての業績評価を行った。

2 業績評価の結果

前記第1の業績評価のこれまでの経緯と基本的考え方及び前記第2の業績評価の実施方法等により業績評価を行った結果、平成25年度に実施した事業全般については、予算が削減される中で、労働災害防止団体としての専門性を生かし、効果的かつ効率的な事業運営に努めたことにより、概ね事業計画に沿って順調に事業を遂行し、その目的を達成できたものと認められる。

したがって、総合評価は「4」とする。

総合評価委員会としての事業区分ごとの業績評価は、次表のとおりである。

項 目		評 価
I 補助事業	1 安全衛生管理活動事業（2事業）	4
	2 労働災害防止特別活動推進事業（1事業）	
	3 震災復興安全衛生対策特別支援事業（1事業）	
II 自主事業	4 安全衛生教育支援事業（6事業）	4
	5 安全衛生対策支援事業（7事業）	
	6 組織体制、事業運営の整備強化（3事業）	
総 合 評 価		4

3 事業評価を行った委員の総合コメント等

各委員からは、平成25年度実施事業に対する業績評価を実施した結果を踏まえ、特に実施事業の運営状況、その他全体的な感想などを含め次のような意見、指摘があった。

(1) 事業全体については、

- ・ 新しい林材業労働災害防止5カ年計画を策定し、計画の目標達成のための各種事業が当初計画以上の実績を上げており、今後、労働災害減少、安全衛生水準の向上が大いに期待できる。
- ・ 本年度業務評価対象20事業のうち、4件が新規事業として遂行された。そのうちの3件が自主事業であり、積極的な行動を評価したい。
- ・ 効果的な新規事業を実施し、各種事業の充実を図っていることは高く評価される。

と総合的にみて事業計画に沿って、ほぼ順調に事業が遂行されているという評価がされた。

しかし、その中において、

- ・ ここ数年、事業の大半を自主事業が占めている。厚生労働省や林野庁と連携を密にして補助事業や受託事業にも積極的に取り組んでもらいたい。協会から問題を提起し、関係機関に課題を提案していくなどの働きかけが必要と思われる。
- ・ 協会は、ここ数年、今まで培ってきた知見やノウハウに依存し、もっぱらそれらをアウトプットするだけの事業を展開してきた感がある。変化する林業労働災害等に関する知識や教養を得るインプットの事業が必要であり、従来行ってきたような林業機械作業に係わる調査研究や林業労働災害防止用の機械・器具類の開発等のハードのテーマのインプット事業が望まれる。

- ・ 双方向の情報発信、意見交換、現場からの改善提案など、参加意識をもって安全意識の醸成が図られるような安全活動事業を実施していただきたい。
- ・ 労働災害発生状況は増加傾向にあり、各事業が効果的な施策を行えるよう、災害発生原因を多面的に詳しく分析して、災害減少からさらに無災害に向けての努力が必要である。
- ・ 林業では、ここ数年で多くの新規労働者が参入しており、そうした者に対する労働災害防止のための研修等の安全衛生教育事業にも協会が関わっていくべきだと考える。
- ・ 大半の事業がマンネリ化していないか。
- ・ 林材業の安全衛生対策は限りなく続くものであるから、本部、支部を含めた組織的、財政的な問題をしっかり整理してもらい、協会の発展を期待したい。
- ・ 縦割り行政の中で難しいことかもしれないが、国の予算が縮小される中で横断的な横の連携をとるようなことをしていかないと、このような業界団体は先細りになる。

などの意見、提言があった。

(2) 補助事業については、

- ・ 林材業労災防止専門調査員による労働災害防止活動支援事業については、前年度実績と比較して、現場安全パトロール、集団指導件数が倍増以上の実績を上げ、災害調査は横ばい、個別指導は実施道府県は半減したものの実施件数は1.5倍に増加している。実績から、事業目的はほぼ達成されていると評価できる。
- ・ 林業事業場における安全衛生推進者等安全衛生対策事業については、安全衛生推進者選任義務のない10人未満の事業場に積極的な参加を働きかけたことを評価する。
- ・ 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業については、事業予算の90%を消化し、24年度同様17,000人の特殊健康診断を実施していることが評価できる。
- ・ 汚染状況重点調査地域における安全衛生対策特別支援事業については、時宜を得た企画であり、計画どおり実施され、所期の目的が達成された。

という評価を受けた。

しかし、その中において、

- ・ 年々の林材業労働災害等は依然と高く、専門調査員による労働災害防止活動等の成果はまだ見られていない。さらに、当該活動の充実が望まれる。

- ・ 林業労働災害防止専門調査員による労働災害防止活動支援事業について、予算と決算の乖離が大きいので、有効な形で使えるような工夫が必要ではないか。
 - ・ 林業事業現場における安全衛生の推進は、災害防止の上できわめて重要である。しっかりと安全意識を現場の人に徹底的に指導すべきであり、実績は評価できるが、労働災害減少に連なるさらなる活動が必要である。
 - ・ 振動障害予防特殊健診事業について、最近若年労働者や長期休職後に復帰した労働者の受診が増えているように思われる。他業種では特殊健診を一度も受診したことがない者が認定されるケースもあるので、林業の特殊健診事業についてももう少しタイトにされた方がいい。
 - ・ 林業における振動障害対策は協会の主要な対策であると考えているが、3年以上の未受診者が固定されており、未受診者は就労させない等のコンセンサス形成について啓発努力をすべきである。
 - ・ 事業を活用した特殊健診未受診者対策を積極的に実施してほしい。
- など、安全対策、補助事業の実績、成果についての意見、提言があった。

(3) 自主事業については、

- ・ 安全衛生教育の実施と資格取得の促進については、新たに伐木等機械、走行集材機械及び簡易架線集材装置等の運転業務講習が実施され、その受講者数は増えているが、技能講習や通達教育講習では受講者が減少している。自己収入の拡大の意味からも講習内容等をさらに充実させ、ニーズに合った講習会にすることが望まれる。
- ・ 図書・安全衛生用具等の普及については、実務的、実用的な教材、DVD、安全衛生用品や保護具などの普及に努め、収益性も極めてよい。さらなる開発を期待する。
- ・ 月刊情報誌「林材安全」の編集・発行については、ここ数年有料購読部数は減少し、収支差はマイナスのままである。労働安全衛生専門誌として存続させていくためには収支のバランスが必要であり、例えば、月刊誌から隔月刊誌にするなど新たな方法についても検討する必要がある。
- ・ 安全衛生は教育に尽きることから、講師の養成やテキストの内容など質の向上について、協会がリーダーシップをとってやられたい。
- ・ 安全衛生教育テキスト等作成検討委員会の設置については、現場サイド、行政サイド及び研究サイド等、多才な有識者の構成による検討委員会が望まれる。
- ・ テキストの内容について、取り上げる項目や細部事項にはこれまでの検討経緯や流れもあることから、改訂する場合もそれらを踏まえ、統一性をもって行ってもら

いたい。

- 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催については、技能講習や特別教育等の安全衛生教育の講師として一般的に認められるようにするには、公的な認定証が必要であり、関係官庁との連携の事業にしていくことが望まれる。
- 講師養成研修事業について、指導者養成を実施したのは非常に良いが、今後は受講者のレベルも勘案する内容にしたほうが良い。
- 「林材業労働災害防止計画」の策定及び周知並びに実施の徹底については、防止計画を策定し、周知させることは重要であるが、労働災害が増加した。個々の事例について分析し、対策を立てるなどの具体的な取り組みが不十分だったのではないかと、検討を要する。
- 林材業リスクアセスメントの普及定着については、普及定着を図るために今一步の努力、工夫が必要と思われる。
- 「林材業労働災害防止月間」の設定と全国安全週間等への取り組みについては、防止月間の設定と周知は重要であるが、具体的に何を行動するかという計画とその実績が明確ではない。
- 労働災害情報の収集分析と提供については、死亡・重篤災害ではないものについても見過ごしにできない。他の事業場にも参考となると思われる災害事例についても積極的に調査を実施し、会員事業場に災害事例として配布するなど、これらの情報も提供したらよい。
- 全国林材業労働災害防止大会の開催については、毎年、開催場所を変えて儀式化するのではなく、大会ごとに内容等の重点化を図りマンネリ化しないようにする必要がある。また、当初の予算額内で大会を遂行させることが望まれる。
- 協会の在り方検討委員会作業部会の開催については、作業部会の活動であるが、ある程度の報告書を作る必要がある。

との意見、提言があった。

○ 委員会開催の経過

- (1) 第1回委員会（平成26年7月28日（月）開催）
平成25年度実施事業説明、平成26年度業績評価実施要領について
- (2) 第2回委員会（平成26年11月28日（金）開催）
個別事業評価及び総合評価の検討審議、業績評価の決定について

○ 委員名簿

井上 源基（国立大学法人 鹿児島大学 客員教授）

片平 成行（静岡県林業技術者協会 会長）

川喜多 進（日本合板工業組合連合会 専務理事）

喜多山 繁（国立大学法人 東京農工大学 名誉教授）

○小林 洋司（国立大学法人 東京大学 名誉教授）

只野 祐（公益社団法人 全国労働衛生団体連合会 専務理事）

宮下 和久（公立大学法人 和歌山県立医科大学 教授）

・五十音順、○印は委員長